

確認しよう！医療費のお知らせ

「医療費のお知らせ」をご存じですか？ 健康保険組合では、医療費の仕組みをご理解いただくため、「医療費のお知らせ」を作成し、みなさんが受診された医療費をお知らせしています。

個別の診療について金額・内容などの確認をお願いいたします！

受診した人の氏名		月ごとにまとめています		医療・歯科・入院・外来等の区分		医療費の合計		健保組合が支払った医療費（7割）	被保険者もしくは被扶養者が支払った額（3割）	1-1000	
自 平成23年1月分 至 平成23年6月分											
診療を受けた方		診療年月	日数又は回数	診療区分	医療費の総額 (円)	健保組合が支払った額 (円)	国県市町村で支払った額 (円)	あなたが窓口 に支払った額 (円)	診療を受けた 医療機関		
健保 太郎	23	1	1	医科外来	10,710	7,497		3,213	大塚クリニック		
健保 太郎	23	1	1	調剤	4,500	3,150		1,350	飯田橋歯科		
健保 太郎	23	3	6	歯科外来	49,000	34,300	国や地方公共団 体が負担した額	14,700	飯田橋歯科		
健保 太郎	23	3	1	調剤	2,700	1,890		810	千代田薬局		
健保 太郎	23	3	5	医科外来	6,980	4,886		2,094	大塚クリニック		
健保 太郎	23	5	1	医科外来	4,200	2,940		1,260	けんこうクリニック		
健保 花子	23	1	1	医科外来	14,000	9,800		4,200	あんしんクリニック		
健保 花子	23	2	1	医科外来	12,000	8,400		3,600	あんしんクリニック		
健保 花子	23	2	1	調剤	3,400	2,380		1,020	世田谷		
健保 花子	23	4	1	医科外来	7,900	5,530		2,370	あんしんクリニック		
健保 花子	23	4	1	調剤	3,000	2,100		900	世田谷		
健保 花子	23	5	1	医科外来	10,000	7,000		3,000	あんしんクリニック		
健保 一郎	23	1	1	医科外来	52,380	36,666		15,714			
健保 一郎	23	2	1	医科外来	4,100	2,870		1,230			
合 計					184,870	129,409	0	55,461			

◆ あなたとご家族が病院などで診察を受けられた際の費用などをお知らせします ◆

～実際の窓口負担額と合わない場合があります～

自治体(市区町村)の医療費補助を受けている場合は、精度や取り扱いが自治体によって異なるため、実際の窓口負担額を正しく表示できません。実際には窓口負担がない場合でも金額が記載されることがありますが、この場合は、「あなたが窓口で支払った額」を「国県市町村で支払った額」に読み替えていただくをお願いします。

窓口で支払うのは医療費の一部です。医療費の総額は、その金額の数倍になることをお忘れなく！ 医療費節減にご協力ください！

1枚の『医療費のお知らせ』ハガキに14件の明細を表示しています。半期・1世帯分をまとめて作成していますので、複数枚のハガキが発行される場合があります。その際にはまとめて封筒に封入しています。

■問い合わせ■ 大塚商会健康保険組合 医療費のお知らせ担当 TEL 03-3234-3501

ご注意ください！

「医療費のお知らせ」は公的な証明にはなりません。医療費控除申告の際は医療機関が発行する領収証が必要です。

詳しくは裏面をご覧ください。➡

領収証・明細書を確認しましょう

医療機関の窓口では領収証や明細書を発行してくれます。もらったら必ずチェックするように心がけましょう。

●**領収証**…保険が適用される医療機関と薬局には、初診料・検査料・処置料など項目ごとに医療費が記入された「医療費の内容がわかる領収証」の発行が義務づけられています。医療費控除の申告の際にも必要になりますので、大切に保管しましょう。

●**明細書**…レセプト（診療報酬明細書）の電子請求が義務づけられている医療機関や薬局には、診療の内容がさらに細かく書き込まれた「明細書」の無料発行が原則義務づけられました。領収書よりも詳しい医療情報が得られ、万が一の医療事故などの際にも重要な資料になります。

領 収 証										
患者番号		氏 名			請 求 期 間 (入院の場合)					
		様			平成 年 月 日～平成 年 月 日					
受診科	入・外	領収書 No.	発 行 日		費用区分	負担割合	本・家	区 分		
			平成 年 月 日							
保 険	初・再診料	点	入院料等	点	医学管理等	点	在宅医療	点	検査	点
	注 射	点	リハビリテーション	点	精神科専門療法	点	処 置	点	手術	点
		点		点		点		点	麻 酔	点
		点		点		点		点	放射線治療	点
	食事療養費	円								
保険外負担	選定療養費等		その他							
	(内訳)		(内訳)							
大まかな項目ごとの点数小計と、かかった医療費を記載										
東京都〇〇区〇〇 〇〇-〇〇 〇〇病院 〇〇 〇〇 領収印										

各区分の内訳。たとえば「注射」ならば使った薬の名前と量、「検査」ならば具体的な検査名や検査項目などが個別に記入される。

厚生労働省が定めた診療行為ごとの単価。1点あたり10円で計算される。
例) 430と書かれている場合430点×10円=4,300円

各診療行為を行った回数。「入院料」の場合は、入院した日数が記入される。

保険適用の区分。レセプト*の算定区分に基づいている。
*医療機関や保険薬局が保険者（健康保険組合など）に提出する医療費の請求書

明 細 書				
入院		保険		
患者番号		氏名	〇〇〇 〇〇 様	受診日
受診科				
部	項 目 名	点 数	回 数	
医学管理	* 薬剤管理指導料 (救命救急入院料等算定患者)	430	1	
注射	* 点滴注射 〇〇注 100mg 0.1%100mL 1 瓶 生理食塩液 500mL 1 瓶	426	1	
	* 点滴注射料	95	1	
	* 無菌製剤処理料	40	1	
処置	* 救命のための気管内挿管	500	1	
	* カウンターショック (その他)	3500	1	
	* 人工呼吸 (5 時間超) 360 分	819	1	

※掲載している明細書は、入院の場合の一例です。診療内容によって掲載内容は異なります。
また、明細書の様式は医療機関によって異なります。

●「医療費控除」の対象になると税金が戻ります

医療費控除とは、1年間に負担した医療費が一定額を超えると、税務署に確定申告をすると税金が戻ってくる制度のことです。

申告には領収証が必要です。諸費用の領収証は保管しておいてください。詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。